

団体用事務ブース使用規程

1. 目的

団体用事務ブースについて、ボランティア活動をはじめとする自主的な社会貢献活動を行う団体に対し、その組織立ち上げ等のための事務局機能として利用促進を図るため、使用に係る取扱基準を定める。

2. 使用団体の優先順位

団体用事務ブースに空きが生じた場合、その後の使用に関する団体の優先順位は次のとおりとする。なお、同順位の非営利団体が複数ある場合はくじ引きにより決定する。

- (1) 組織立ち上げ後、3年未満のボランティア団体、NPO、NPO法人
- (2) 組織立ち上げ後、3年以上のボランティア団体、NPO、NPO法人
- (3) 過去に使用したことがある、ボランティア団体、NPO、NPO法人
- (4) 民法による法人、特別法による法人及び共益団体

※民法による法人：社団法人及び一般法人

特別法による法人：社会福祉法人、医療法人等

共益団体：組織の構成員の利益に資することを目的とする団体

3. ブースの使用期間及び使用予約申込方法

上記2の(1)から(4)の各非営利団体の使用期間は原則として、それぞれ次のとおりとし、使用希望者は、別紙様式に必要事項を記載のうえ、事務室窓口へ提出する。

- (1)の団体は3年間
- (2)の団体は3年間
- (3)の団体は1年間
- (4)の団体は使用許可のあった年度末

4. 期間満了前の途中退去

やむを得ない事情により使用期間満了前に途中退去する場合には、退去予定日の1ヵ月前までに事務室へ申し出ること。

5. 利用募集の周知時期

使用期間満了に伴う団体用事務ブースに係る利用募集の周知時期は、当該期限の1ヵ月前とする。

6 使用期間満了後の再利用

上記2の(1)から(4)の各非営利団体が使用の期間満了後、なお空きがある場合に限り、それぞれ次の期限で再使用をすることができる。

(1)の団体は1年間

(2)の団体は1年間

(3)の団体は1年間

(4)の団体は使用許可のあった年度末

7 使用上の注意事項

その他使用にあたっては別添注意事項を遵守すること。

8 適用

この運用については平成20年7月18日から適用する
(平成20年7月18日 県政－883 協議事項)